

愛知県光化学スモッグ緊急時対策取扱要領

令和8年4月

愛知県光化学スモッグ緊急時対策取扱要領

- 第1 この要領は、愛知県光化学スモッグ緊急時対策要綱（以下「要綱」という。）を実施するため、必要な事項を定めるものとする。
- 第2 要綱第6第2項に定める区域を限って発令できる区域は別表1のとおりとする。
- 第3 要綱第8第1項に定める光化学スモッグ緊急時協力工場は、別表2のとおりとし、同項に定めるばい煙排出量の減少とは、注意報発令に際し、速やかに所要の措置をとることができるよう準備するとともに、適正な燃焼管理の徹底や不要不急の燃焼の自粛によるものとする。
- 第4 要綱第13に定める周知の方法は、別表3に掲げる周知文により行うものとする。
- 第5 予報及び注意報等の発令並びに解除の連絡系統は別図のとおりとする。

附 則

この要領は、昭和49年5月30日から施行する。

附 則

この要領は、昭和52年4月27日から施行する。

附 則

この要領は、昭和54年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和59年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成3年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成3年9月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 9 年 6 月 1 日から施行する。
附 則
この要領は、平成 10 年 3 月 10 日から施行する。
附 則
この要領は、平成 10 年 7 月 15 日から施行する。
附 則
この要領は、平成 12 年 4 月 14 日から施行する。
附 則
この要領は、平成 13 年 4 月 24 日から施行する。
附 則
この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
附 則
この要領は、平成 14 年 4 月 19 日から施行する。
附 則
この要領は、平成 15 年 4 月 16 日から施行する。
附 則
この要領は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。
附 則
この要領は、平成 16 年 4 月 16 日から施行する。
附 則
この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
附 則
この要領は、平成 17 年 5 月 12 日から施行する。
附 則
この要領は、平成 17 年 6 月 20 日から施行する。
附 則
この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
附 則
この要領は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。
附 則
この要領は、平成 19 年 7 月 27 日から施行する。
附 則
この要領は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。
附 則
この要領は、平成 20 年 1 月 15 日から施行する。
附 則
この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
附 則
この要領は、平成 20 年 5 月 16 日から施行する。
附 則
この要領は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 30 年 6 月 19 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、令和 4 年 5 月 2 日から施行する。

附 則
この要領は、令和 5 年 5 月 2 日から施行する。

附 則
この要領は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、令和 7 年 4 月 24 日から施行する。

附 則
この要領は、令和 8 年 4 月 23 日から施行する。

別表 1

発 令 区 域 の 区 分

区 域	対 象 市 町 村
名古屋区域	名古屋市
豊橋区域	豊橋市
岡崎区域	岡崎市
尾張北西区域	一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、清須市、北名古屋市、豊山町、大口町、扶桑町
尾張北東区域	瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市
衣浦区域	半田市、刈谷市、阿久比町、東浦町、武豊町
東三河区域	豊川市、蒲郡市、新城市
海部区域	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
西三河区域	碧南市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町
豊田区域	豊田市
常滑区域	常滑市
知多北区域	東海市、大府市、知多市
尾張東区域	豊明市、日進市、みよし市、長久手市、東郷町
田原区域	田原市
南知多区域	南知多町、美浜町

備考 上記対象市町村の区域のうち、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 5 条に基づく都市計画区域内の区域に限る。

別表 2

光化学スモッグ緊急時協力工場

区域	工場名	所在地
名古屋区域	NGK (株) 名古屋事業所	名古屋市瑞穂区須田町
	中部鋼鉄 (株) 製造所	〃 中川区小碓通
	(株) UACJ 名古屋製造所	〃 港区千年
	(株) JERA 新名古屋火力発電所	〃 〃 潮見町
	日清オイリオグループ (株) 名古屋工場	〃 〃 〃
	東亜合成 (株) 名古屋工場	〃 〃 昭和町
	東レ (株) 名古屋事業場	〃 〃 大江町
	ニチハ (株) 名古屋工場	〃 〃 汐止町
	大同特殊鋼 (株) 星崎工場	〃 南区大同町
	ニチハマテックス (株) 大江工場	〃 〃 加福町
	アサヒビール (株) 名古屋工場	〃 守山区西川原町
豊橋区域	トピー工業 (株) 豊橋製造所	豊橋市明海町
	日東電工 (株) 豊橋事業所	〃 中原町
	三菱ケミカル (株) 東海事業所	〃 牛川通
	吉野石膏 (株) 三河工場	〃 明海町
岡崎区域	(株) ジェイテクト岡崎工場	〃 市場町
尾張北西区域	王子マテリア (株) 祖父江工場	稲沢市祖父江町祖父江外平

区域	工場名	所在地
尾張北東区域	伊藤忠セラテック（株）山路工場 王子製紙（株）春日井工場 富士シリシア化学（株）春日井工場 住友理工（株）小牧製作所 NGK（株）小牧事業所 TOMATEC（株）小牧工場 クリオン（株）名古屋工場 （株）エコペーパーJP	瀬戸市東山路町 春日井市王子町 〃 高蔵寺町 小牧市東三丁目 〃 大字二重掘 〃 大字横内 尾張旭市下井町 〃 晴丘町
衣浦区域	JFEスチール（株）知多製造所 豊田ケミカルエンジニアリング（株） NGK（株）知多事業所 AGC（株）愛知工場 東海カーボン（株）知多工場 日油（株）愛知事業所 ファイザー・ファーマ（株）名古屋工場 中山名古屋共同発電（株）名古屋発電所 中山名古屋共同発電（株）名古屋第二発電所 JERAパワー武豊合同会社 武豊火力発電所 （株）JERA碧南火力発電所	半田市川崎町 〃 日東町 〃 前潟町 知多郡武豊町 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 碧南市港南町
東三河区域	横浜ゴム（株）新城工場	新城市野田
海部区域	共英製鋼（株）名古屋事業所 （株）JERA西名古屋火力発電所	海部郡飛島村 〃 〃
西三河区域	（株）JERA碧南火力発電所	碧南市港南町

区域	工場名	所在地
豊田区域	住友ゴム工業（株）名古屋工場	豊田市新生町
	トヨタ自動車（株）本社及び本社工場	トヨタ町
	元町工場	元町
	上郷工場	大成町
	堤工場	堤町
	高岡工場	本田町
知多北区域	愛知製鋼（株）知多工場	東海市荒尾町
	三洋化成工業（株）名古屋工場	新宝町
	日本製鉄（株）名古屋製鉄所	東海町
	大同特殊鋼（株）生産本部知多工場	元浜町
	矢橋工業（株）名古屋事業部	〃
	東レ（株）東海工場	新宝町
	出光興産（株）愛知事業所南浜地区	知多市南浜町
	王子コーンスターチ（株）名古屋工場	北浜町
	（株）J E R A知多火力発電所	〃
	〃知多第二火力発電所	〃
出光興産（株）愛知事業所北浜地区	〃	
尾張東区域	トヨタ自動車（株）明知工場	みよし市明知町
	下山工場	打越町
田原区域	東京製鐵（株）田原工場	田原市白浜
	田原グリーンバイオマス合同会社 田原グリーンバイオマス発電所	〃
	日鉄ケミカル&マテリアル（株）コールケミカル事業部田原製造所	緑が浜
	田原バイオマスパワー合同会社 田原バイオマス発電所	〃
		〃

別表 3

周 知 事 項

予報の発令時

愛知県は○月○日○時○区域に光化学スモッグ予報を発令しました。

これは、大気中におけるオキシダント濃度が○測定点で○ppm を記録し、気象条件からみて、オキシダント濃度がやや高くなるおそれがあると予想されることによるものです。

発令区域の住民のかたは、注意報発令などの今後の情報に注意してください。また、目や喉に刺激を感じた人は、洗眼やうがいをするとともに、もよりの保健所、市役所、警察署等に連絡してください。

自動車を使用しているかたは、なるべく使用をやめて地下鉄、電車などを使用してください。

ばい煙を排出している工場等は、ばい煙の減少に協力してください。

注意報等の発令時

愛知県は○月○日○時○区域に光化学スモッグ注意報（警報・重大警報）を発令しました。これは、大気中におけるオキシダント濃度が○測定点で○ppm を記録したことによるものです。

発令区域内の住民のかたは、屋外になるべく出ないようにしてください。とくに保育園、幼稚園、小中高等学校などにおいては、園児、生徒等を屋内に避難させるようにしてください。

目、喉などに刺激を感じた人は、洗眼やうがいをするとともに、もよりの保健所、市役所、警察署等に連絡してください。

また、自動車を使用しているかたは、なるべく使用をやめて地下鉄、電車などを使用してください。

ばい煙を排出している工場等は、ばい煙の減少に協力してください。

重大警報（警報）の解除時

愛知県は、さきに○区域に発令しました光化学スモッグ重大警報（警報）を○月○日○時に解除しました。これは○測定点で測定値が○ppm 未満となり、また気象条件等からみても今後これ以上悪化するおそれがなくなったことによるものです。

なおひきつづき警報（注意報）は発令中ですのでご注意ください。

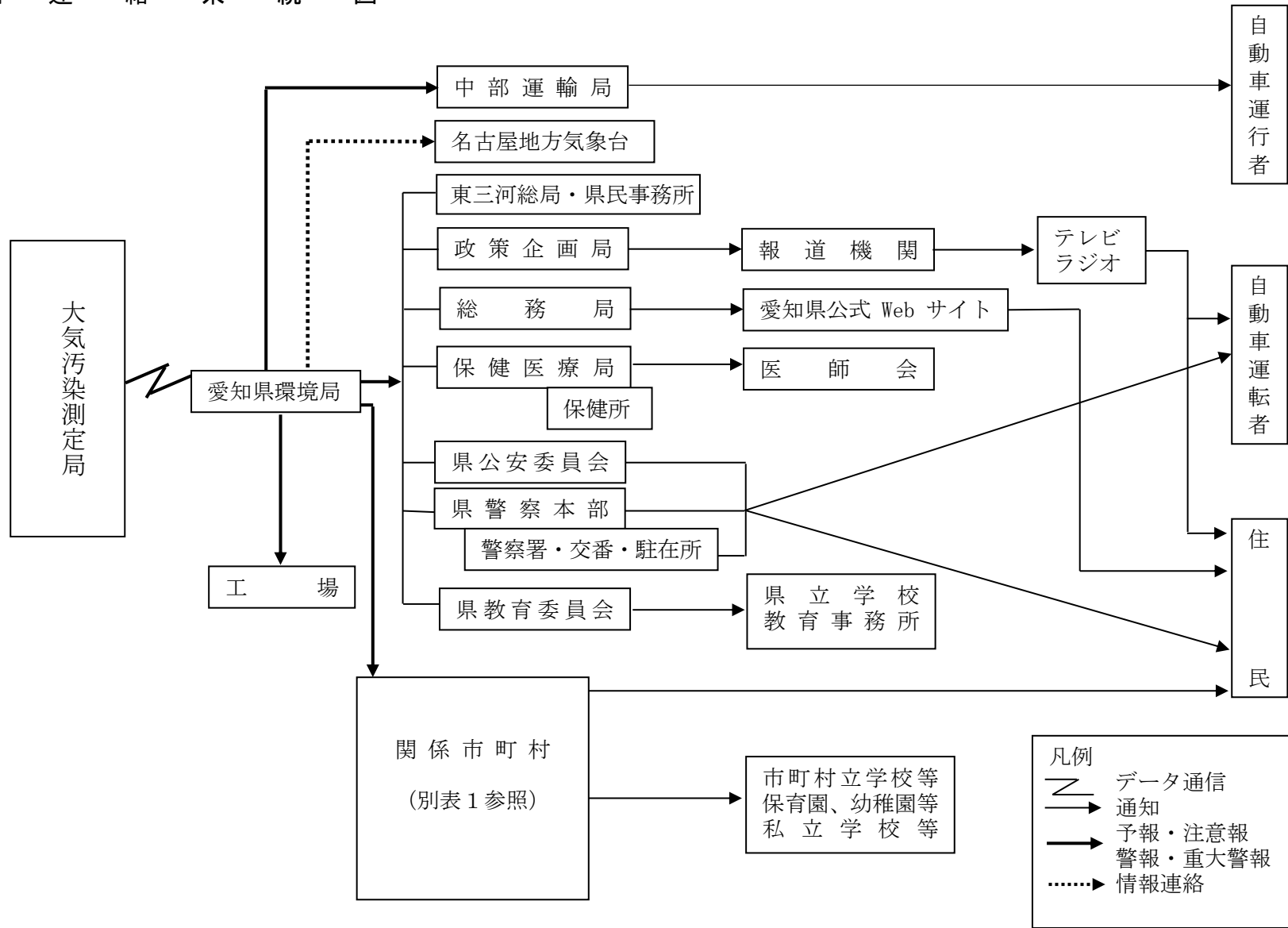
注意報の解除時

愛知県は、さきに○区域に発令しました光化学スモッグ注意報を○月○日○時に解除しました。これは○測定点で測定値が 0.12ppm 未満となり、また気象条件等からみても今後これ以上悪化するおそれがなくなったことによるものです。

予報の解除時

愛知県は、さきに○区域に発令しました光化学スモッグ予報を○月○日○時に解除しました。これは気象条件等からみても、今後これ以上悪化するおそれがなくなったことによるものです。

別図 連絡系統図



凡例
 ≡ データ通信
 → 通知
 → 予報・注意報
 → 警報・重大警報
 情報連絡